



5 飯監委発第 17 号
令和 5 年 4 月 21 日

請 求 人 様

飯能市監査委員 森 健 二

住民監査請求について(通知)

令和5年3月3日付けで提出された住民監査請求については、下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する請求の要件を欠くものであるため、却下することとしたので通知します。

なお、加涌弘貴監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

記

1 請求の要旨

飯能市（以下「市」という。）は、令和元年12月10日に一般社団法人飯能インターナショナル・スポーツアカデミー（以下「アカデミー」という。）と土地賃貸借契約を締結した。市は当該土地賃貸借契約に基づき、市有地を貸し付け、アカデミーは造成により市有林（有価物）の伐採及び当該伐採木の売却を行った。売却代金は、市の公金であることから市の収入とし、伐採木を売却した相手先の開示を求める。また、このことは不当な財産の管理であり、公金であることを承知で違法にアカデミーの収入とした土地賃貸借契約書の細目に係る覚書の破棄を求める。

2 主文

本件請求は法第242条の住民監査請求の要件を欠いており、適法な住民監査請求に該当しないため却下する。

3 理由

(1) 住民監査請求の期間制限について

住民監査請求は、法第242条第2項において「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限を規定している。

同規定の解釈については、「法 242 条 2 項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1 年を経過してからはじめて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのは相当ではないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。したがって、上記のように当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」と解されている（最高裁判所第三小法廷平成 13 年（行ツ）第 38 号）。

また、住民に要求される相当の注意力の程度とは、「通常の注意力でなく相当の注意力をもってする調査を判断基準としていることの趣旨を考慮すると、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができると解されている（東京高等裁判所平成 18 年（行コ）第 188 号）。

(2) 阿須山中土地有効活用事業における伐採木の売却について

本件請求の基礎となっている阿須山中土地有効活用事業における伐採木の売却は、市とアカデミーが土地賃貸借契約及び土地賃貸借契約書の細目に係る覚書を締結し、実施された。これについては、令和 4 年 7 月から令和 5 年 1 月まで市ホームページ上で公表されていたとおり、令和 3 年 10 月分をもって終了している。

これらを踏まえ、本件請求を(1)の判例に照らすと、当該行為に係る請求人の請求事項については、請求期間を経過しており、また、当該行為は普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡に行われたものではないため、1 年経過後に請求する「正当な理由」も存在するとは認められない。

以上のことから本件請求は、法第 242 条に定める要件を欠いており、適法な住民監査請求に該当しないため却下する。